

## 第15回九州観光マスター検定試験事例編回答例

第1問(1)九州観光マスター1級テキスト 55-57 ページに詳しい。

- ① 本物であること
- ② 独自性があること
- ③ 地域密着型であること
- ④ 不易流行の商品であること
- ⑤ 加工技術は国際的レベルであること
- ⑥ 社会性があること
- ⑦ 理念が明確であること

<採点基準>(2)

これを参照してほしいが、列記しているものがすべてではなく、該当する記述があれば、加点する。

<回答例>

(2)イスズミの商品開発の例を2つ示す。

1)①ターゲット

・観光客、お酒が好きな人、一般家庭主婦

②マーケティング・ミックス

・イスズミの塩麴焼き

・手ごろ感のある価格で150円くらい。

・磯焼けの問題を知ってもらい、1つ買ってもらうごとに1円寄付など。

・プロモーションとして、試食販売、チラシ、インターネット宣伝など。

・直売所で新鮮なものを販売、地域のスーパーで販売など。

③その商品の優位性

・塩麴に漬け込むことで臭みが気にならなくなる。

・さしみやフライに比べ、保存がきく。

2)

①ターゲット

・観光客、一般家庭主婦

②マーケティング・ミックス

・イスズミのつみれ(冷凍食品)

・手ごろ感のある価格で30個600円くらい。

・プロモーションとして、試食販売、チラシ、POP広告など。

・直売所で新鮮なものを販売、地域のスーパーで販売など。

③その商品の優位性

・既存商品の原料はいわしであるのに対して、イスズミは低価格で販売。

・さしみやフライに比べ、保存がきく。

<採点基準>

これを参照してほしいが、アイデアとしていくつも考えられるので、論理の一貫性と主張の明確さが重要である。該当する記述があれば、加点する。

(4) イスズミの商品開発にあたって今後取り組まなければならないことは、置かれた状況によって異なるが、順不同であるが、総じて同じようなことが考えられる。

- ・試作品開発
- ・アンケート調査による満足度
- ・試作品の改良
- ・パッケージデザイン
- ・市場規模の予測作業
- ・販売ルートを選定や確保
- ・販売促進に関する作業
- ・予算の確保 など

<採点基準>

これを参照してほしいが、アイデアとしていくつも考えられるので、該当する記述があれば、加点する。

## 第2問

(1) 第1段階：観光資源候補の選定を行う

- ① 選定にあたっては、観光資源(素材)&観光動機&ターゲット特性の関係性の中で、候補となる素材が決定される。
    - ・ 観光資源の開発において、その観光資源(素材)が、どのような観光動機を喚起し、またその観光動機は、どのようなターゲットに顕著であるのかを明確にしていく。
    - ・ 以上の3つの視点より検討される観光資源(素材)を抽出する際は、次のような点を留意する。
      - \* この段階では、資源の可能性のレベルであり、従来の観光資源的発想にこだわらずに検討する。
      - \* 他の著名な観光地を意識しすぎると、可能性を秘めた素材が見逃される危険性があるので、意識し過ぎないことが重要である。
  - ② 選定された観光資源毎に近隣競合観光地、または類似の観光地との比較検討することで、その素材の魅力度を分析する。
    - ・ 選定資源毎に、次の分析視点より評価を行う。
      - \* その素材の具体的な魅力度の分析
      - \* 競合地の類似資源の評価
      - \* 当資源の差別化要因の決定
      - \* その資源のブラッシュアップの必要性とその具体的方法の検討 など
- (2) 第2段階：選定された各資源の差別化要因の決定
- ・ 第1段階で選定された観光資源について、ブラッシュアップ策も含めて、差別化要因を明確にしていく。
  - ・ その際選定された観光資源が、“温泉”であったとする。しかし温泉という回答では、差別化ある資源とは言えない。つまりどのようなブランドとしてアピールするのかというブランド戦略を策定する。
- (3) 第3段階：「コアとなる資源」と「サブ資源」のミックス検討
- ・ 選定された資源について、時間軸でのデザイン、空間軸でのデザイン、動機軸でのデザイン、つまりTPOに対応する観光資源という視点より、第2段階で選定された資源の役割を明確にしていく。
- (4) 第4段階：当観光地コンセプト(観光地ストーリー)の決定
- ・ 第3段階で検討されたコア資源とサブ資源とのミックス戦略によって決定された分析内容を総合化することにより、当観光地が観光客に対してどのようなニーズ、価値観を保證できるのか、そのストーリーを検討する。
- (例)阿蘇地域観光のケース

スローな阿蘇づくり「阿蘇カルデラツーリズム」

ゆっくり歩く、自転車で走る程度のスピードで農村や自然が持つ素顔の阿蘇に触れたり、自然案内人や地元の人たちとの交流ができる観光地とする。

- ・ 戦略的観光地ポジションが最終的に決定されるが、ポジショニングマップ等を作成し、関係者間でコンセプトの共有化を図る。

など

### 第3問

#### (1)

- ① 観光客による環境汚染、観光施設を作るための環境破壊などの自然環境に関する問題が指摘される。
- ② 観光客を狙いとした窃盗・置き引き・詐欺・性犯罪などの経済犯罪も指摘される。
- ③ 中央からの巨額の資本投下により、観光による利益の多くがそうした企業に吸い上げられ、地元企業にお金が落ちないという指摘もある。
- ④ 日本は四季がはっきりとしており、かつ長期休暇が取得しづらいという社会的環境から、観光客が旅行シーズンに集中し混雑を招く。そのことで道路の渋滞による地元への事故への危険性や物流の阻害などの問題も生じている。
- ⑤ 日本の場合には団体旅行などが多く、時としてモラルを欠きがちであり、「旅の恥は掻き捨て」という言葉に象徴されるように、地元の人々に不快なイメージや青少年にとって教育上好ましくない風潮の生まれる。
- ⑥ 大量の観光客を吸引する観光地同士の競争も熾烈であり、その競争の勝敗が地域経済に与える影響力は大きく、地域経済が安定化せず絶えず緊張を強いられる。また予想もしなかった災害などの影響も避けられず、その結果地域全体が荒廃する危険性がある。

#### (2)

- ① 長崎さるく博などの新しいイベント形態  
( 屋根のない博覧会という点で投資を抑え、また歩くという移動方法の提案で、環境にやさしいツーリズムを提案している。)
- ② 長崎県平戸市根獅子町／同小値賀島のアイランド・ツーリズム／水俣市の水俣生活博物館など  
( 地域固有の因子に根差した食文化や風習などの生活スタイル自体を観光の素材として生かしている。このケースは多数ある)
- ③ JR肥薩線の世界文化遺産登録の運動  
(九州新幹線全線開通営業にともないますます過疎化し不便になるJR肥薩沿線の地域が連携し、地域の経済を守ろうとする運動)
- ④ 0泊2食・3食、またはビジターズインダストリー(集客ビジネス)  
( その地域にしかない料理メニューを楽しむ、またその地域にしかない文化的イベントを楽しむなど宿泊を前提としない交流人口(昼間人口)を狙うことにより、お金を落としてもらおう考え方)

など

#### (3)

- ① 地域に対する愛情や親近感が醸成されることで、将来にわたって地域を大切にしようとする郷土愛が引き継がれていく。

- ② 将来にわたって地域を大切にしようとする愛情や親近感が、地域の犯罪や非行などの防止につながっていく。
- ③ 観光の素材やテーマが地域固有の食生活や祭りなどの風習・文化などが中心となるので、その地域固有の因子が将来にわたって引き継がれることにより、特色をもった地域が育成されていくことになる。
- ④ 地域開発の担い手は、その地域をよく知った高齢者が主体者となりやすく、積極的に取り組むことで、生き甲斐が生まれ、また孤独感や病氣克服にもなる。
- ⑤ 食や文化の商品化への取り組みも生まれ、例えば道の駅などに比較的容易に出品が可能であることから、経済的メリットも十分期待できる。
- ⑥ どの地域も固有の風土や歴史を持っており、したがってどの地域も観光をテーマにした活動に取り組むことが可能となる。また観光で飯を食っていくわけではないので、競合観光地との投資や戦略競争を必要としないことで、持続性と環境にやさしい活動が可能となる。

など

#### 第4問

- 1) 世界遺産を危機状況に向かわせる理由の主なものは、密漁(=資源や生態系の破壊・消失)、治安の悪化(=戦争や紛争による全体環境への悪影響)、伝統的な景観の変化(=自然環境の損壊・消失)、登録対象の損壊(=登録時の条件の大幅変更)、生態系の悪化(=特に、世界自然遺産の場合)、保全計画の不備(=誤った対応と対策の手遅れ)などである。
  
- 2) ア. 世界地質遺産: 世界的にみて貴重な地形や地質、火山、断層等を有する地域が「世界ジオパーク(世界地質遺産)」として 2004 年以降認定されている。日本の洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸および室戸の 5 地域が 2009 年に認定・登録されている。
  - イ. 世界記憶遺産: 1992 年に始まった事業で、歴史上重要とみなされた音楽、絵画、資料等を後世に伝えることを目的としており、有名なマグナ・カルタ(イギリス)、ニーベルンゲンの歌(ドイツ)、人権宣言(フランス)、アンネの日記等が含まれている。日本は山本作兵衛が描いた筑後炭田の記録画が認定・登録されている。
  
  - ウ. 世界水中文化遺産: 2001 年に採択された「水中文化遺産保護条約」は、少なくとも 100 年の間水中にあった沈没船や海底遺跡などの考古学的・自然的背景を有する文化遺産の保護を目的としている。と同時に、商業目的による利用の禁止、現状保護の優先、専門家による調査の徹底についても謳っている。現在のところ特記できるものとしては、100 年前に沈没した「タイタニック号」が 2012 年に認定されている。日本にはまだ該当するものはない。
  
- 3) ア. 登録後の現地における期待の高まりと来訪者の急増は予想を超えるものであり、世界遺産の損壊の度合いが早まる可能性を念頭において、迅速に対処することが必要である。
  - イ. 貴重な資源としての保護措置は初期段階から計画的に取り組むことが必要である。ましてや、「世界危機遺産」に認定されることのないように細心の注意を払うべきである。
  
  - ウ. 観光地の活性化に役立つことへの期待はよく理解できるが、世界に認められた遺産は、その地の誇りであるとともに、どこにも負けない唯一無二の世界的財産であることを強く認識し、一時的な流行に与することなく、訪れる人々の協力を勘案した上で、環境対策を十分に配慮した息の長い取組が望まれる。
  
- 4) (記述された意見・提案の内容によって判断する。)
  - \* 次の分類に沿って記述すると解答しやすい。
    - ① 該当する世界遺産別
    - ② 国・地方の観光振興策における位置づけ

③ 維持・管理・運営体制の担当、方法および形態別

【模範解答】— キーワード・ポイント

- 1) 密漁、治安の悪化、伝統的景観の変化、登録対象の損壊、生態系の悪化、保全計画の不備等
- 2) 世界的にみて貴重な地形や地質、火山、断層等を有する地域、「世界ジオパーク(世界地質遺産)」、日本で認定されている地域: 洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸および室戸
- 3) 登録後の現地における期待の高まりと来訪者の急増の予想、保護措置の初期段階からの計画的な取組、世界危機遺産の対象とならないための対応と配慮、観光地の活性化に役立てることへの期待とその地の誇りである遺産が世界における唯一無二の財産であることの認識の必要性、一時的な流行に与さない、来訪者の協力の確保、環境対策を十分配慮した**息の長い**取組など。
- 4) 上記の内容を参照にする。

【採点基準】

- 模範解答に例示したキーワード・ポイントの記述内容を勘案しつつ、提示した課題別に配点を行う。

【重要キーワード】

- 模範解答を参照のこと。